

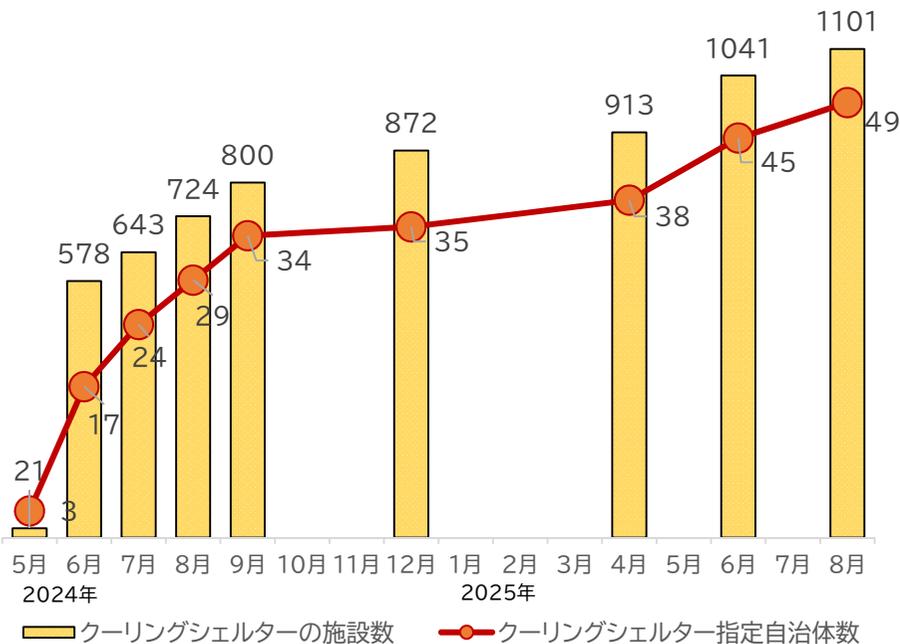
クーリングシェルター及び涼み処 の指定状況について

令和7年10月31日

福岡県 環境部 環境保全課

1. 県内におけるクーリングシェルター・涼み処の指定等状況

クーリングシェルター

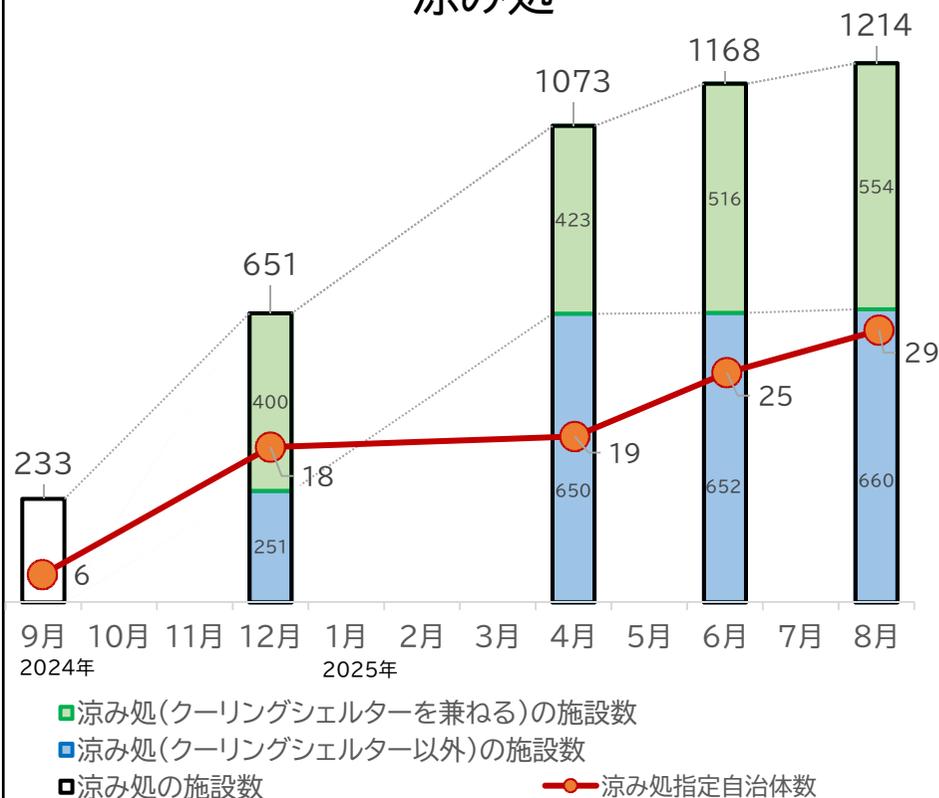


熱中症による健康被害を防止するため、熱中症特別警戒アラート発表時に開放される施設（気候変動適応法に基づき、市町村長が指定できる施設）

<想定される施設>

公共施設：庁舎、公民館、コミュニティセンター、図書館など
 民間施設：ショッピングモール、薬局、郵便局など

涼み処



熱中症予防を主な目的とし、熱中症特別警戒アラート発表時以外にも利用可能な一時的な休憩所として、一部の市町村等が指定（法的根拠なし）

<想定される施設>

公共施設：庁舎、公民館、体育館、児童館、図書館など
 民間施設：ショッピングモール、コンビニエンスストア、薬局、郵便局など

1. 県内におけるクーリングシェルター・涼み処の指定等状況

※令和7年8月末時点

○クーリングシェルター

市町村名	指定数	市町村名	指定数
北九州市	239	篠栗町	7
福岡市	310	志免町	4
大牟田市	35	須恵町	1
久留米市	22	新宮町	0
直方市	6	久山町	0
飯塚市	27	粕屋町	3
田川市	0	芦屋町	4
柳川市	11	水巻町	5
八女市	10	岡垣町	11
筑後市	4	遠賀町	7
大川市	22	小竹町	0
行橋市	31	鞍手町	9
豊前市	13	桂川町	0
中間市	4	筑前町	7
小郡市	20	東峰村	2
筑紫野市	11	大刀洗町	0
春日市	41	大木町	4
大野城市	39	広川町	6
宗像市	27	香春町	6
太宰府市	25	添田町	7
古賀市	8	糸田町	7
福津市	5	川崎町	0
うきは市	2	大任町	0
宮若市	5	赤村	0
嘉麻市	8	福智町	4
朝倉市	19	苅田町	11
みやま市	8	みやこ町	0
糸島市	14	吉富町	1
那珂川市	14	上毛町	0
宇美町	9	築上町	6
計		1101	

○涼み処

市町村名	指定数	クーリングシェルター		市町村名	指定数	クーリングシェルター	
		(クーリングシェルターを兼ねる)	(クーリングシェルター以外)			(クーリングシェルターを兼ねる)	(クーリングシェルター以外)
北九州市	0	0	0	篠栗町	5	5	0
福岡市	872	310	562	志免町	4	4	0
(県庁舎施設)	3	0	3	須恵町	0	0	0
大牟田市	35	35	0	新宮町	0	0	0
久留米市	0	0	0	久山町	0	0	0
直方市	0	0	0	粕屋町	3	3	0
飯塚市	0	0	0	芦屋町	0	0	0
田川市	0	0	0	水巻町	5	5	0
柳川市	5	5	0	岡垣町	11	11	0
八女市	20	9	11	遠賀町	0	0	0
筑後市	53	4	49	小竹町	0	0	0
大川市	14	14	0	鞍手町	9	9	0
行橋市	0	0	0	桂川町	0	0	0
豊前市	13	13	0	筑前町	5	5	0
中間市	0	0	0	東峰村	2	2	0
小郡市	0	0	0	大刀洗町	0	0	0
筑紫野市	11	11	0	大木町	4	4	0
春日市	31	13	18	広川町	0	0	0
大野城市	0	0	0	香春町	6	6	0
宗像市	28	27	1	添田町	7	7	0
太宰府市	0	0	0	糸田町	0	0	0
古賀市	14	8	6	川崎町	0	0	0
福津市	1	1	0	大任町	0	0	0
うきは市	2	2	0	赤村	0	0	0
宮若市	2	2	0	福智町	0	0	0
嘉麻市	0	0	0	苅田町	11	10	1
朝倉市	0	0	0	みやこ町	0	0	0
みやま市	0	0	0	吉富町	1	1	0
糸島市	23	14	9	上毛町	0	0	0
那珂川市	14	14	0	築上町	0	0	0
宇美町	0	0	0	計	1214	554	660

2. クーリングシェルター及び涼み処の公表

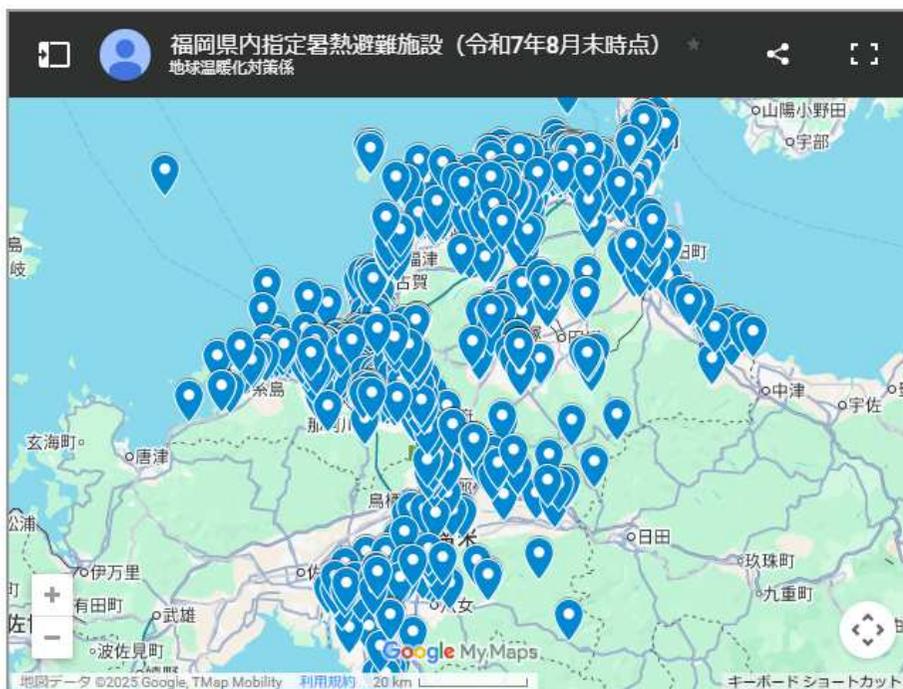
※令和7年8月末時点

県内のクーリングシェルター・涼み処の指定状況は、県ホームページ(ふくおかエコライフ応援サイト)で公表しています。

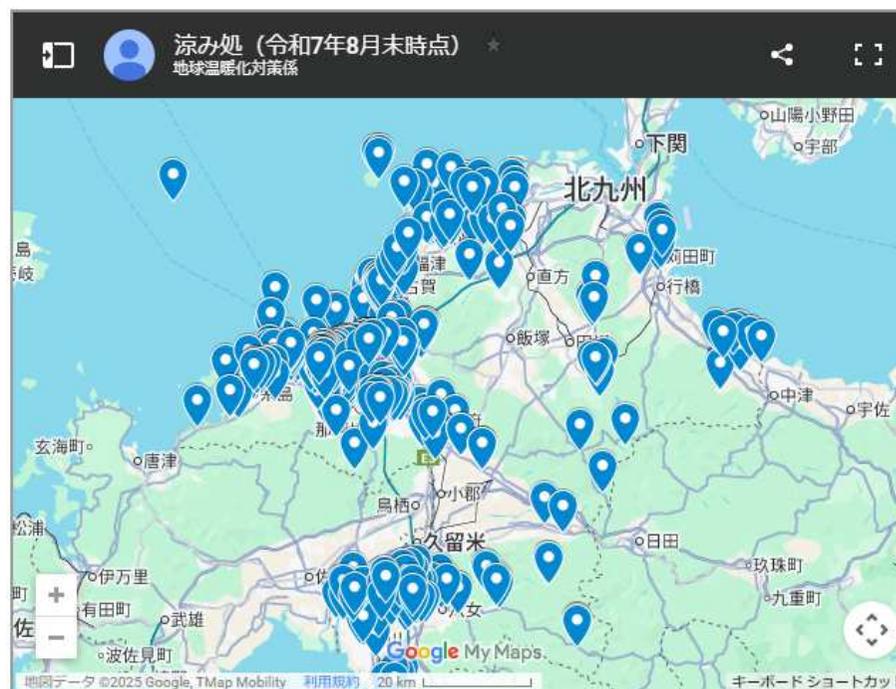
<https://www.ecofukuoka.jp/administrator/7591.html>



県内指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)マップ



【NEW】県内涼み処マップ



参考. 改正気候変動適応法の概要

主な改正内容

公布日:令和5年5月12日

施行日:令和6年4月 1日

① 熱中症対策実行計画の策定

→法定の閣議決定計画に格上げ

関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進

② 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート) ※1の法定化、熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート) ※2 の創設

→法定化により、以下③④の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策を推進

※1 気温が著しく高くなることにより、熱中症救急搬送者が大量に発生する可能性がある場合に発表
(県内いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数が33に達する場合)

※2 気温が特に著しく高くなることにより、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表
(県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が35に達する場合)

③ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定

→熱中症による人の健康被害の発生を防止するため、市町村長が冷房設備を有する施設を指定
クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般開放が必要

④ 熱中症対策普及団体の指定

→ 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底するため、市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を指定

参考. クーリングシェルターの施設基準等

施設の基準

- 適当な冷房設備を有する(改正適応法第21条第1項第1号)
- 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること(改正適応法第21条第1項第2号)
- 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間※を確保すること(気候変動適応法施行規則第4条)
 - ※ 指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること